平成２２年（フ）第３３２号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷335号
債務者　児玉　信明
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３３３号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷335号
債務者　児玉久美子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２４号
新潟県長岡市王番田町2900番地
債務者　関川　伸行
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
新潟県十日町市下条３丁目563番地
債務者　大渕　一馬
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１７１８号
札幌市東区本町２条２丁目５番22号　サンライズ共栄Ａ号
債務者　佐々木友加（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４５号
札幌市清田区北野７条４丁目３番11号　寺田勇方
債務者　寺田　博道
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９５号
札幌市南区真駒内南町３丁目１番15―902号
債務者　手代木幸子（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３２号
札幌市北区新琴似11条14丁目２番19号
債務者　菅原　朝子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４３号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目９番10―303号、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央４条６丁目２番20―707号
債務者　追鳥　良一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３４号
札幌市白石区本郷通９丁目北４番19号　ライズ本郷通壱番館303号
債務者　田中ひとみ（旧姓渡邊・木村）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４６号
札幌市北区北27条西９丁目２番５―101号
債務者　稲船　賢司
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７２号
札幌市中央区大通西12丁目４番地66　北海道高等学校教職員センター５階
債務者　長田　朱美（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０４号
札幌市南区石山３条７丁目４番１号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３３号
札幌市白石区川下２条４丁目２番22号　グラン市川201号
債務者　金山　広幸
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５１号
札幌市東区北36条東３丁目１番15―102号
債務者　金田　康惠
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７８号
札幌市東区北25条東21丁目１番20号　パステル北25Ａ102号
債務者　宮田　朋子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０２号
札幌市東区伏古３条３丁目１番15―305号
債務者　古橋　敏盛
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部